

議案第40号

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月3日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、寄附金税額控除の対象及び引用する条項を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市税賦課徴収条例（昭和30年調布市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第34条の6第1項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項第9号を次のように改める。

(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第52条各号列記以外の部分中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

附則第4条の2を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。ただし、第52条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合におけるこの条例による改正後の調布市税賦課徴収条例第34条の6第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の  
所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」  
とする。